

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
<b>第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容</b>			
<b>1 健やかに伸び伸びと育つ</b>			
保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。	4.30	4.17	4.25
一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす。	4.16	4.33	4.35
個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。	4.19	4.38	4.57
一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。	4.22	4.29	4.31
おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。	3.86	4.29	4.26
<b>2 身近な人と気持ちが通じ合う</b>			
園児からの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。	4.08	4.26	4.15
体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育教諭等とのやりとりを楽しむ。	4.30	4.25	4.22
生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。	4.30	4.35	4.41
保育教諭等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。	4.24	4.28	4.20
温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。	4.22	4.21	4.17
<b>3 身近なものに関わり感性が育つ</b>			
身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。	4.11	4.23	4.24
生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。	4.05	4.31	4.18
保育教諭等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。	4.05	4.17	4.11
玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、ひっぱるなど、手や指を使って遊ぶ。	3.97	4.29	4.28
保育教諭等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しむ。	4.16	4.38	4.30
<b>第3節 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容</b>			
<b>1 健康</b>			
保育教諭等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。	4.22	4.17	4.15
食事や午睡、遊びと休息など、幼保連携型認定こども園における生活のリズムが形成される。	4.41	4.42	4.43
走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使う遊びを楽しむ。	4.11	4.12	4.11
様々な食品や調理形態に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。	4.11	4.19	4.22
身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しずつ身に付く。	4.11	4.10	4.11
保育教諭等の助けを借りながら、衣類の着脱を自分でしようとする。	4.08	3.70	4.11
便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。	3.78	3.94	4.07
<b>2 人間関係</b>			
保育教諭等や周囲の園児との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。	4.35	4.20	4.33
保育教諭等の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし、安定感をもって過ごす。	4.05	4.14	4.09
身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の園児と関わりをもって遊ぶ。	4.27	4.16	4.22
保育教諭等の仲立ちにより、他の園児との関わり方を少しずつ身につける。	4.22	4.11	4.13
幼保連携型認定こども園の生活の仕方に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。	3.89	4.14	3.89
生活や遊びの中で、年長児や保育教諭等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。	3.81	3.87	4.09
<b>3 環境</b>			
安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。	3.53	3.93	3.84
玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。	4.11	4.00	4.09
身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。	3.84	3.91	3.98
自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。	3.97	3.94	4.11
身近な生き物に気付き、親しみをもつ。	4.24	3.60	4.22
近隣の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。	3.54	3.73	3.83
<b>4 言葉</b>			
保育教諭等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。	4.32	4.26	4.13
生活に必要な簡単な言葉に気付き、聞き分ける。	4.32	4.27	4.22
親しみをもって日常の挨拶に応じる。	4.43	4.35	4.35

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりして遊ぶ。	4.08	4.22	4.15
保育教諭等とごっこ遊びをする中で、言葉のやりとりを楽しむ。	4.16	4.21	4.11
保育教諭等を仲立ちとして、生活や遊びの中で友達との言葉のやりとりを楽しむ。	4.19	4.12	4.09
保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。	4.24	4.00	4.07
<b>5 表現</b>			
水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。	4.05	4.06	4.26
音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。	3.59	4.04	4.00
生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。	3.97	3.97	4.04
歌を歌ったり、簡単な手遊びや全身を使う遊びを楽しんだりする。	4.19	4.00	4.09
保育教諭等からの話や、生活や遊びの中での出来事を通して、イメージを豊かにする。	4.03	4.00	4.00
生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことなどを自分なりに表現する。	4.08	4.08	4.13
<b>第4節 満3歳以上の園児の保育に関するねらい及び内容</b>			
<b>1 健康</b>			
保育教諭等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。	4.22	4.33	4.15
いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。	4.27	4.31	4.35
進んで戸外で遊ぶ。	4.49	4.38	4.39
様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。	4.11	4.15	4.17
保育教諭等や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ	4.05	4.13	4.28
健康な生活のリズムを身に付ける。	4.22	4.31	4.29
身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。	4.16	4.04	4.17
幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。	3.97	3.87	3.83
自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。	3.84	3.96	3.80
危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。	3.97	3.98	3.93
<b>2 人間関係</b>			
保育教諭等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。	4.24	4.45	4.37
自分で考え、自分で行動する。	4.05	4.02	4.20
自分でできることは自分でする。	4.03	4.19	4.22
いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。	4.11	4.00	4.04
友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。	4.08	4.23	4.26
自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。	3.97	4.00	4.02
友達のよさに気づき、一緒に活動する楽しさを味わう。	4.19	4.17	4.18
友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。	4.05	4.06	4.11
よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動する。	3.95	3.92	3.91
友達との関わりを深め、思いやりをもつ。	4.14	4.21	4.20
友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気づき、守ろうとする。	3.81	3.96	3.87
共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。	3.76	3.58	3.67
高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。	2.86	3.02	3.17
<b>3 環境</b>			
自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。	4.43	4.33	4.24
生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。	4.00	4.04	4.00
季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。	4.19	4.10	4.11
自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。	4.03	4.06	3.98
身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりする。	3.97	4.54	3.80
日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。	3.68	3.85	3.83
身近な物を大切に作る。	3.78	3.60	3.43
身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。	4.00	4.13	4.04
日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。	4.05	4.02	3.91

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。	4.03	4.02	3.93
生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。	3.11	3.35	3.39
幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ。	2.70	2.65	2.50
<b>4 領域</b>			
保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。	4.32	4.25	4.17
したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。	4.22	4.25	4.20
したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。	3.89	4.13	3.91
人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。	3.59	3.81	3.67
生活の中で必要な言葉が分かり、使う。	4.22	4.21	4.09
親しみをもって日常の挨拶をする。	4.38	4.38	4.22
生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。	3.92	4.04	3.87
いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。	4.03	4.06	3.89
絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。	4.41	4.42	4.22
日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。	3.86	4.00	3.91
<b>5 表現</b>			
生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。	4.27	4.17	4.11
生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。	4.14	3.98	3.87
様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。	4.03	4.10	4.09
感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。	4.05	4.19	4.02
いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。	4.08	4.02	4.04
音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。	3.65	4.10	3.91
かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。	4.27	4.19	4.26
自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。	3.97	4.08	4.00
<b>第5節 教育および保育の実践に関わる配慮事項</b>			
<b>1 満3歳児未満の園児の保育の実践における配慮事項</b>			
<b>(1) 乳児期の園児の保育に関する配慮事項</b>			
乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行う。	4.41	4.38	4.39
一人一人の園児の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的に関わるように努める。	4.19	4.27	4.15
乳児期の園児の保育に関わる職員間の連携や学校医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応する。	4.16	4.19	4.26
栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る	4.43	4.42	4.30
乳児期の園児の保育においては特に、保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援に努めていく。	4.24	4.33	4.30
担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの生育歴や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応する。	4.11	4.31	4.15
<b>(2) 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項</b>			
特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がける。	4.24	4.35	4.33
探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れる。	4.00	4.06	4.11
自我が形成され、園児が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を尊重するとともに促していく。	4.03	4.13	4.07
担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応する。	4.19	4.35	4.17
<b>2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般における配慮事項</b>			
園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の園児の気持ちを受け止め、援助する。	4.05	4.15	4.09
園児の健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意する。	4.08	4.17	4.11

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
園児が自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助する。	3.92	4.06	3.96
園児の入園時の教育及び保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくようにするとともに、既に入園している園児に不安や動揺を与えないようにする。	4.03	4.17	4.17
園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにする。	3.81	3.96	3.96
園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにする。	3.86	3.98	3.93
<b>第三章 健康及び安全</b>			
<b>第2節 健康支援</b>			
<b>1 健康状態や保育及び発達の状態の把握</b>			
園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している	4.38	4.42	4.28
保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図っている	4.43	4.42	4.35
園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図り、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている	4.00	4.17	4.24
<b>2 健康増進</b>			
学校保健計画を作成する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めている	3.78	3.79	3.83
健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにしている	4.08	4.40	4.30
<b>3 疾病等への対応</b>			
在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている	4.57	4.54	4.43
感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めている。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ている	4.24	4.27	4.30
アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っている。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該幼保連携型認定こども園の体制構築など、安全な環境の整備を行っている	4.30	4.23	4.26
園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしている	3.81	3.79	3.74
<b>第3節 食育の推進</b>			
<b>1 食育の推進</b>			
幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標としている	4.16	4.15	4.20
園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待する内容である	4.14	4.27	4.22
乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている	4.00	3.98	3.93
園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮している	4.19	4.33	4.20
保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められている。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている	3.42	3.92	3.74

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している	4.19	4.35	4.33
<b>第4節 環境及び衛生管理並びに安全管理</b>			
<b>1 環境及び衛生管理</b>			
認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めている	4.16	4.25	3.98
認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び全職員が清潔を保つようにし、職員は衛生知識の向上に努めている	4.19	4.17	4.07
<b>2 事故防止及び安全対策</b>			
在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っている	3.86	4.23	4.02
事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主體的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている	4.11	4.19	4.22
認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施している	4.11	4.27	4.30
外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行っている	3.54	3.73	3.74
園児の精神保健面における対応に留意している	3.73	3.98	3.89
<b>第5節 災害への備え</b>			
<b>1 施設・設備等の安全確保</b>			
認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害等の発生に備えるとともに、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行っている	4.08	4.15	4.17
備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めている	4.24	4.04	4.00
<b>2 災害発生時の対応体制及び避難への備え</b>			
火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込んでいる	4.11	4.27	4.28
定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている	4.27	4.52	4.37
災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしている	3.43	4.23	4.17
<b>3 地域の関係機関等との連携</b>			
市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めている。	3.41	3.90	4.11
避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫している	3.24	3.83	3.93
<b>第4章 健康及び安</b>			
<b>第2節 子育ての支援全般に関わる事項</b>			
保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重している	4.16	3.94	4.17
保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重している	4.16	4.02	4.24
保護者に対する子育ての支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努めている	4.57	3.60	3.85
子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持している	4.68	4.44	4.50
<b>第3節 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援</b>			
日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めている	4.24	4.13	4.28
教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけをつくり、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫している	4.03	4.13	4.28

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮し、その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫している	3.89	3.79	3.93
保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮している	3.11	3.00	3.52
地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮して、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行っている	3.89	3.73	4.09
園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めている	4.05	4.04	4.26
外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努める	3.73	3.63	4.09
保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めている	3.97	3.94	4.17
保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図り、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている	3.81	3.65	4.09
<b>第4節 地域におけるおける子育て家庭の保護者等に対する支援</b>			
子育て支援事業を実施する際には、地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施している	4.19	4.29	4.24
地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにしている	4.19	4.15	4.17
市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めている	3.19	3.56	3.78
地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めている		3.44	3.67
地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めている		4.08	4.20
<b>第5章 健康及び安</b>			
<b>1 職員の資質向上に関する基本的事項</b>			
【保育所職員に求められる専門性】子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない	3.89	4.15	4.13
【保育の質の向上に向けた組織的な取組】保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない	3.81	4.04	4.02
<b>2 施設長の責務</b>			
【施設長の責務と専門性の向上】施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を守り、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない		4.54	4.20
【職員の研修機会の確保等】施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない	4.41	4.46	4.17
<b>3 職員の研修等</b>			
【職場における研修】職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない	4.24	4.23	4.02

	R3年度	R4年度	R5年度
	平均値	平均値	平均値
【外部研修の活用】各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない	4.00	4.19	4.16
<b>4 研修の実施体制等</b>			
【体系的な研修計画の作成】保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初心者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない	3.95	4.08	4.07
【組織内での研修成果の活用】外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる	4.14	4.13	4.09
【研修の実施に関する留意事項】施設長等は保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい	4.16	3.90	4.04